別記第八号様式から別記第十四号様式まで及び別記第十七号様式から別記第十九号様式までの様式中「㊞」を削る。

（覚醒剤取締法施行規則等の一部改正）

第十四条　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式、別記第二号様式の二、別記第三号様式の二、別記第五号様式から別記第八号様式まで、別記第十号様式から別記第十二号様式まで及び別記第十五号様式から別記第十八号様式まで

二　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式から第三号様式まで

三　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律に基づく事実調査に関する省令（昭和三十一年厚生省令第五十七号）別記様式

四　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）様式第一

五　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（昭和四十六年厚生省令第二十号）別記様式

六　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）様式第三号

七　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）様式第二号から様式第十号まで

八　年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）別記様式第一から別記様式第三まで

九　健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則様式第一号から附則様式第一号の三まで

十　麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百六十九号）のうち別記第一号様式の次に一様式を加える改正規定及び別記第二十号様式の次に一様式を加える改正規定

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第十五条　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。